



春風の候 大船渡労働基準監督署 署長 西村 浩二

今年も春がやってきました。皆様はいかがお過ごしでしょうか。

4月に新入社員を迎える職場もあることと思います。最近読んだ雑誌に「近年の若手社員は上司や先輩社員とコミュニケーションを取ることを求めている」「若手社員が交流手段として上司や先輩社員に求めているのは就業時間内の雑談」との記事があり、少し意外に感じつつも嬉しく感じました。

少し話がそれますが、かつて「生産性の高い職場に共通する特徴は何か」を調べたアメリカの有名IT企業の発表内容が話題になったことがありました。生産性の高い企業はたくさんあり特徴も社風も様々で共通点はほとんどなかったそうですが、たったひとつ共通する特徴が、生産性の高い職場は「雑談が多い」ということだったそうです。

「社員同士の会話が活発で生産性も高い職場」って理想的な職場だと思いませんか？
管理者のみならず、新入社員や若手社員とのコミュニケーションを大切にしましょう。

安全管理体制の整備を行いましょ！

新年度は、今まで安全衛生担当であった職員が退職したり、部署異動により安全衛生担当者
が変更になる場合があります。その際に、安全衛生管理の方法や必要な手続き方法等について
適切に引き継がれないと、安全衛生管理が疎かになり、労働災害の発生を招く恐れがあります
。このことから、今一度、安全衛生管理体制について整備を行い、適切に安全衛生管理を行え
るようにならねばなりません！

【安全衛生管理体制チェック】

- 総括安全衛生管理者の選任
- 安全管理者の選任（特定業種・労働者50人以上）
- 衛生管理者の選任（全業種・労働者50人以上）
- 安全衛生推進者（特定業種・労働者10人以上50人未満）
- 衛生推進者（安全衛生推進者を選任する必要がある業種以外の業種・労働者10人以上50人未満）
- 産業医の選任（全業種・労働者50人以上）
- 作業主任者の選任
- 安全委員会の設置
- 衛生委員会の設置

選任が必要な業種、労働者数、必要な資格等については、以下のパンフレット「労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制を整備しましょ」をご参照ください。

パンフレット「労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制を整備しましょ」



総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医を新たに選任した場合またはこれらの者を変更した場合には、遅滞なく所轄労働基準監督署あてに報告を行う必要があります。なお、当該報告については令和7年1月1日から電子申請による報告が義務化されていますので、必要に応じて報告を行うようお願いいたします。



リーフレット「労働安全衛生関係の一部の
手続きの電子申請が義務化されます」

電子申請サービス利用方法

e-Govを初めてお使いの方へ

高齢労働者における労働災害を防止しましょう！

大船渡労働基準監督署管内における令和7年の労働災害発生件数（令和8年2月末時点）は、令和6年同期と比べて6件増加し、65件となりました。これらの労働災害のうち、全体の約6割は60歳以上の労働者で発生しています。加齢に伴い、身体機能が低下すること等により労働災害が発生しやすい状態となることから、令和8年2月10日公示の「高齢者の労働災害防止のための指針」に基づいて、高齢労働者の労働災害を防止しましょう！

【事業者が講ずべき措置】

1. 安全衛生管理体制の確立等

- ・経営トップによる方針表明及び体制整備
- ・安全衛生委員会等における調査審議
- ・危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高齢者の身体機能の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から危険源の洗い出し
- ・当該リスクの高さを考慮して高齢者労働災害防止対策の優先順位、リスク低減措置を検討



【参考】
事例でわかる
職場のリスク
アセスメント

2. 職場環境の改善

- ・身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- ・高齢者の特性を考慮した作業管理



エイシアク
ション100



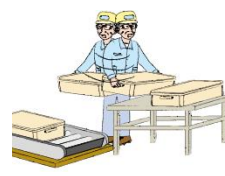
高齢労働者に
配慮した職場改
善マニュアル



高齢労働者
に配慮した職
場改善事例



段差に三角スロープを設置
黄色と黒の縞模様塗装
→床面の色と区別（転倒防止）



作業台のレイアウトを水平移動のみで
作業できるように見直した（腰痛予防）

3. 高齢者の健康や体力の状況の把握

- ・健康状況の把握
- ・体力の状況の把握
- ・健康や体力の状況に関する情報の取扱い

- ①定期健康診断の確実な実施等
- ②体力チェックの継続的な実施
- ③健康情報等、個人情報保護の徹底



【参考】
全身持久力評価方法

4. 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- ・個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置
- ・高齢者の状況に応じた業務の提供
- ・心身両面にわたる健康保持増進措置

- ①健康や体力の状況に応じて、労働時間の短縮、深夜業の回数を減少、作業転換等の措置を実施
- ②健診結果等に基づき、必要に応じて運動指導や栄養指導、保健指導、メンタルヘルスケアを実施

5. 安全衛生教育

- ・高齢者に対する教育
- ・管理監督者等に対する教育



職場のあんぜんサイト
動画教材・VR教材

- ①労働安全衛生法で定める雇入れ時等の安全衛生教育、一定の危険有害業務において必要となる技能講習や特別教育の確実な実施
- ②教育を行う場合は、十分な時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用→作業内容とリスクについての理解を得やすくするため
- ③加齢に伴う労働災害リスクの増大への対策についての教育
- ④管理監督者の責任、労働者の健康問題が経営に及ぼすリスクについての教育

【参考】



厚生労働省ホームページ
高齢労働者の安全対策について



高齢者の労働災害
防止のための指針



厚生労働省ホームページ
転倒災害の防止



厚生労働省ホームページ
腰痛予防対策